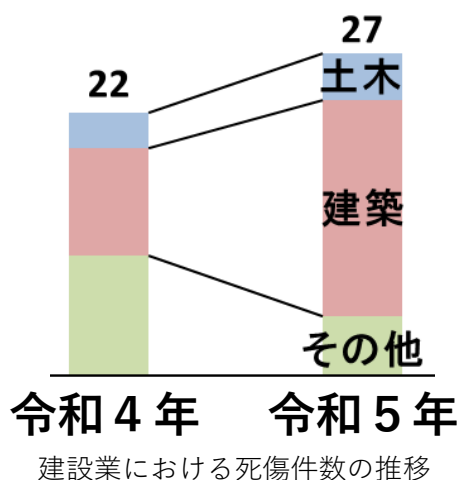


建設業の労働災害が増加しています

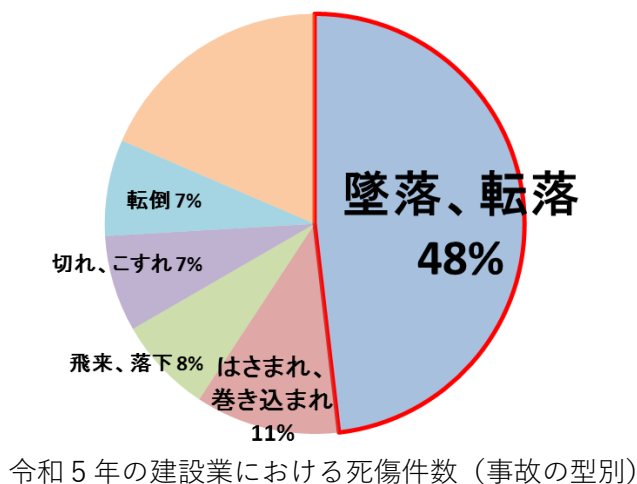
①死傷件数増加、②死亡災害発生、③「墜落、転落」多発

呉労働基準監督署管内では令和5年に建設業の**死傷災害27件**が発生し、前年同時期比で**5件増加**しています。令和5年6月の**死亡災害**も発生し極めて憂慮すべき事態となっています。労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと**基本的なルール**の徹底、**労働者の安全意識**を高揚させる取組をお願いします。

建設業の労働災害が増加 (建築工事は2倍)



建設業の労働災害のうち 墜落、転落が約半数



※死傷件数は建設業における休業4日以上の休業災害及び死亡災害の合計（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）で、令和6年3月末日時点の速報値です。

事例 足場からの墜落（死亡）

足場の解体作業において、足場材の荷下ろしを行っていたところ、被災者が**墜落**した。手すりが**外れていた**。

対策のポイント

- ◎ 墜落制止用器具を使用する
- ◎ 足場の組立等作業主任者は墜落制止用器具の使用状況を監視する



事例 脚立からの墜落

脚立に上がって外壁鋼板の撤去作業を行っていたところ、体勢を崩して脚立から**転落**した。**勾配**のある場所に脚立を立てていた。

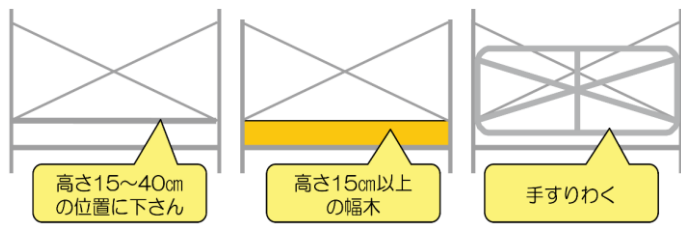
対策のポイント

- ◎ 脚立は安定した場所に設置する
- ◎ 身体を天板や踏みさんに当てて、身体を安定させる
- ◎ 作業は頭の真上でしない

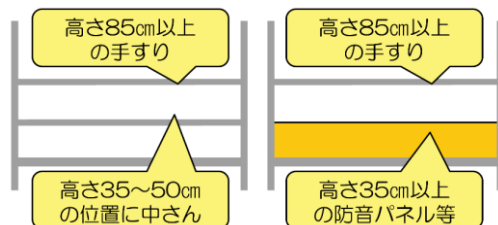


足場の墜落予防のポイント① 足場用墜落防止設備の設置

枠組足場 交差筋交+下さん又は手すりわく

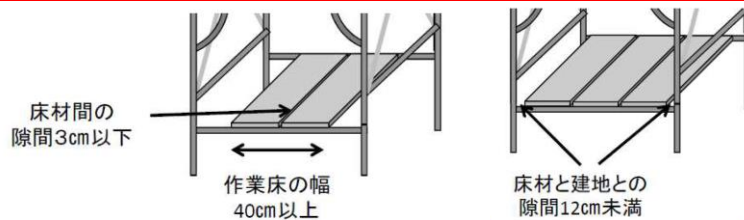


枠組足場以外 手すり+中さん



作業の必要上臨時に手すり等を取り外したとき
取り外す必要がなくなった後、直ちに原状に戻しましょう

足場の墜落予防のポイント② 開口部の除去



脚立の墜落予防のポイント

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



足場の法令改正のポイント (墜落防止措置の強化)

R6.4.1 一側足場の使用範囲の明確化

幅1m以上の箇所は本足場 (一側足場の禁止)

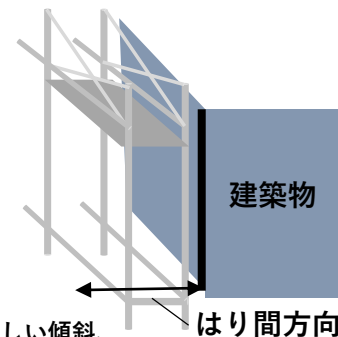
※吊足場の場合、本足場の使用が困難な場合を除く

(例外) ◎「幅1m以上」に該当しない場合

●公道にかかる場合、●使用許可が得られない場合、●工事関係者の管理の範囲外である場合

◎本足場の使用が困難な場合

●撤去が困難な障害物により本足場の設置ができない場合、●建築物等の形状が複雑で、1m未満ごとに隅角部を設ける必要がある場合、●床面の著しい傾斜、凹凸等により本足場の設置が困難な場合 (屋根の上等)、●本足場を使用時に建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり墜落・転落災害のリスクが高まる場合



R5.10.1 足場の作業開始前の点検における点検者の指名

R5.10.1 足場の組立等*の後の点検における点検者の指名・記録

*組立、一部解体、一部変更時、強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震の後

